事業概要

**家庭保育応援給付金事業について**

保育施設等を利用せず、家庭で３歳未満の乳幼児を保育する世帯に、対象の児童1人当たり

月額5,000円の給付金を交付します。

|  |
| --- |
| Ｑ：どのような人が給付金の交付対象になりますか？ |
| Ａ：次の要件全てを満たす方が対象になります。  ・家庭で満３歳未満の乳幼児を保育する保護者。(祖父母が保育していても対象)  　出生月の翌月から満３歳に達する最初の３月３１日を迎えるまでが対象期間になります。  ・最上町内に住所を有し、実際に居住している方。里帰り出産等の一時的な居住は除きます。  ・対象の乳幼児と同居し、生計を同じくしていること。  ・対象の乳幼児が保育施設等を利用していないこと。  　※世帯に保育料、町税等を滞納している方がいる場合、給付金が交付されないことがあります。 |
| Ｑ：給付金はいつ、どのように支払われますか？ |
| Ａ：年３回、ご指定の口座に振り込みになります。  ・４月～７月分を**８月**、８月～１１月分を**１２月**、１２月～３月分を**４月**に、ご指定の口座に振り込みとなります。 |
| Ｑ：申請はどのようにすればよいですか？ |
| Ａ：次の書類を最上町教育委員会　幼児教育課までご提出ください。  ※印鑑が必要ですのでお持ちください。認印で構いません  ・給付金支給申請書兼請求書‐1枚　　・振り込みを希望する金融機関の通帳の写し(コピー) |

お問合せ　最上町教育委員会　幼児教育課　４３-２２４７（直通）

|  |
| --- |
| Ｑ：月額とありますが、いつからいつまでが対象月ですか？ |
| Ａ：開始月は要件を満たすようになった日が属する月からです。  終了月は要件を満たさなくなった日が属する前月までです。 |
| 〇要件を満たすようになった日が属する月  　　　　　　　　　　　　 5月　　　　6月　　　 7月　　 　8月　　 　9月　　　10月  例）6月に転入　 　　　　　　　　　　　転入  　　　　　　　　　　　　　　　 開　始 |
| 〇幼児が出生した月の翌月  　　　　　　　　　　 　5月　　　 6月　 　　7月 　　　8月　　　 9月　　　10月  例）５月に出産  　　　　　　　　　　出　生　　　開　始 |